

地域子ども・子育て支援事業の実施状況と課題について

1 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴い、午前7時から午後6時までの通常開所時間では対応しきれない保育需要に対応するため、延長して保育を実施する。

実施施設	全認可保育所
利用時間	公立保育所：午後6時～午後7時 私立保育所：午後6時～午後7時又は午後8時
利用料金	各施設によって異なる
24年度実績	延べ利用児童数：132,684人 (公立17,128人、私立115,556人)
事業実施にあたっての課題	・午後7時以降までの需要を把握した上で、各施設での実施を検討する必要がある。

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後に専用の施設を利用して、適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全育成を図る。

対象者	おおむね小学校1年～3年の児童
利用時間・料金	各放課後児童クラブによって異なる
実施クラブ数	34クラブ
24年度実績	延べ利用者数：14,172人
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・運営を委託している民営のクラブへの委託料について、市の基準額が国の基準額を下回っていることから、国の子ども・子育て会議の動向を見極めつつ、その是正について検討が必要である。 ・登録児童数が少なく国の設置基準に満たないクラブへも委託し、保護者のニーズに応える必要がある。 (現在、市単独事業として3年間の期限付きで委託を実施)

3-1 子育て短期支援事業（トワイライト事業）

仕事等により保護者の帰宅が恒常的に夜間にわたる家庭や、保護者が休日に不在となる家庭の児童に対し、母子生活支援施設で生活指導・食事の提供等を行う。

対象者	原則として小学校児童
利用時間	平日：放課後～午後10時 休日：午前8時～午後10時
利用料金	平日：1,500円 休日：2,700円 ※生活保護世帯等の場合は、軽減措置あり
実施施設	母子生活支援施設2施設
24年度実績	延べ利用者数：1,520人
事業実施にあたっての課題	・施設と小学校が離れていて保護者等の送迎がない場合、児童の通所時の安全確保を図る必要がある。

3-2 子育て支援短期事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病、出産等の理由により、一時的に家庭での養育が困難となる児童を、児童福祉施設において養育・保護する。

対象者	小学校3年までの児童
利用期間	原則として7日以内（1カ月あたり）
利用料金	2歳未満児：10,700円 2歳以上児：5,500円 ※生活保護世帯等の場合は、軽減措置あり
実施施設	2歳未満児：1施設　2歳以上児：3施設
24年度実績	延べ利用児童数：93人
事業実施にあたっての課題	・利用者については、利用料が無料となる世帯（生活保護世帯、ひとり親非課税世帯）が大半であり、事業に対するニーズはある一方、受入施設は4施設となっていることから、今後、受入施設の拡大について検討していく必要がある。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

親の育児不安や育児ストレス等を未然に防ぎ、安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対して訪問指導を行う。

対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭
訪問者	保健師、助産師
24年度実績	訪問者数：2,074人（実施率87.0%）
事業実施にあたっての課題	・実施率は年々上昇しているが、さらなる向上を図るため、PRの強化や訪問方法の工夫が必要である。

5 養育支援訪問事業

育児に関して不安や孤立感を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にあるなど、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導、助言等を行う。

対象者	<p>以下に掲げる家庭の児童およびその養育者</p> <p>①若年妊婦、妊婦健診未受診の妊婦等、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭</p> <p>②出産後間もない時期で、育児ストレス・産後うつ状態・育児ノイローゼ等を抱える家庭</p> <p>③食事、衣服、生活環境等において、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭</p> <p>④児童養護施設等の退所又は里親の委託の終了により、児童が復帰した後の家庭</p> <p>⑤その他児童の養育等に関し、特に支援が必要と認められる家庭</p>
訪問者	養育支援員（子育て経験者等で育児や家事に関する知識経験を有する者）
24年度実績	訪問対象者数：15人
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・支援開始時期等の見極め、支援の長期化、支援対象世帯の介入拒否などの課題がある。 ・養育支援決定会議の充実および養育支援員の確保など実施体制の強化を図るとともに、養育支援員との同行訪問や意見聴取機会の拡大にも努めていく必要がある。

6 地域子育て支援拠点事業

親子の交流の場を提供して交流の促進を図るとともに、地域の子育て支援情報の提供・子育て相談等、子育て全般に関する専門的な支援を実施するほか、地域の子育て支援団体と協働し地域に出向いて地域支援活動を実施する。

対象者	小学校就学前の児童とその保護者
利用料金	無料
実施施設	5施設（子ども未来センター・各市民サービスセンター）
24年度実績	<p>延べ利用者数：113,935人</p> <p>（子ども未来センター：延べ54,940人）</p> <p>（各市民サービスセンター：延べ58,995人）</p>
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今なお支援が行き届かず孤立している子育て家庭があり、今後も様々な手法による支援について検討する必要がある。

7 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や病気等により、一時的に保育を必要とする児童に対する保育を実施する。

対象者	保育所に入所していない就学前児童
利用限度	保護者の就労が理由の場合は週3日まで 病気等の場合は月15日まで
実施施設	全認可保育所
24年度実績	延べ利用児童数：9,227人 (公立597人、私立8,630人)
事業実施にあたっての課題	・通常保育の受け入れが定員を上回り、一時預かりの利用が難しくなっていることから、需要に見合った受け入れ基盤の充実を図っていく必要がある。

8 病児・病後児保育事業

◆病後児対応型

病気の回復期にある小学校3年生以下の児童が、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合に、乳児院又は保育所に付設された専用スペースで、一時的に保育する。

◆体調不良児対応型

保育中に微熱など体調不良となった保育児童を保護者等が迎えにくるまでの間、看護師を配置して、安全に保育を行う。

利用時間	(病後児対応型) 月曜日～土曜日 午前7時～午後6時 ※休日および利用料金は、各実施施設によって異なる
実施施設	病後児対応型5施設 体調不良児対応型2施設
24年度実績	延べ利用児童数：746人 (病後児対応型409人、体調不良児対応型337人)
事業実施にあたっての課題	・勤務形態の多様化等によるニーズの増加を踏まえた施設整備が必要である。

9 ファミリー・サポート・センター事業

地域において、子育ての援助を行いたい人（協力会員）と子育ての援助を受けたい人（利用会員）を組織化し、市民相互の援助活動を行う。

対象者	○協力会員：本市に住民登録している満20歳以上の方 ○利用会員：本市に住民登録していて、満18歳までの援助を受けたい子どものいる方
利用時間・ 利用料金	○健康児の預かり ・基本：午前6時～午後10時（600円/時間） ・早朝、夜間：午後10時～午前6時（800円/時間） ・宿泊：午後10時～午前6時（5,000円/泊） ○病児の預かり：午前6時～午後10時（800円/時間） ※平成25年度から利用料金の半額を助成
実施施設	子ども未来センター内に事務局を設置
24年度実績	○会員登録数：協力会員391人、利用会員1,909人 ○活動件数：2,117件
事業実施にあたっての課題	・利用会員に比べ協力会員が少ないため、事業のPR活動及び協力会員を養成する講習会を実施し、現協力会員の育成と新規協力会員の増員を図っていく必要がある。

10 妊婦健康診査

妊婦の疾病の早期発見・早期治療を促進し、妊婦の健康管理の向上を図るため、健康診査に係る費用を負担する。

対象者	本市に住民登録している妊婦
利用回数	一般健康診査14回、子宮頸がん検査1回、 歯科健康診査1回 ※妊婦健康診査受診票を交付。妊婦の状況により、自己負担が生じる場合あり。
実施方式	医療機関方式
24年度実績	妊婦健診利用率 89.5%
事業実施にあたっての課題	・9割近い利用率であり、今後も妊婦の健康管理の向上のため継続実施する。